

令和7年度 大隅中学校 部活動規約

1 部活動の目的

- (1) 生徒の自主的・自発的活動のもと、礼節、責任感、忍耐力、向上心などの社会性を養う。
- (2) 心身を鍛え、情操を高めるとともに、学年相互および部員相互の望ましい人間関係を築く。
- (3) 専門的な技能・教養を身に付けることにより、個性の伸長を図り、充実した学校生活を送る。
- (4) スポーツ活動や文化活動を行い、生徒が生涯にわたって豊かな生活を実現する資質・能力を育む。

2 部活動の位置づけ

- (1) 教育活動の一環である。
- (2) スポーツや芸術等に興味・関心をもつ同好の生徒で組織する活動である。
- (3) スポーツや芸術の楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動である。

3 入退部について

- (1) 入部または退部希望者は、所定の様式により保護者から担任を通して部の顧問に申し出た後、学校長の許可を得る。
- (2) 1年生については、令和7年4月25日（金）までを部活動見学期間とする。ただし、入部の意思が固まった時点で、入部届けを提出することができる。
- (3) 入部届提出後は練習参加、大会参加を認める。
- (4) 2・3年生においては、所属確認のため入部確認書を令和7年4月18日（金）までに提出する。
- (5) 退部・転部については、生徒の実態を教育的に配慮し、保護者の申し出により学級担任と部活動顧問で判断を行い、学校長の許可を得るものとする。

4 休日・休業日の活動について

- (1) 休養日は、週3日以上を確保する。月曜日と水曜日は活動停止日とし、土日のうち1日は休みとする。土日の両日も活動をした場合には平日休みを1日増やすなどして、活動日を調整する。ただし、地区総体や地区新人戦、県大会やコンクールの2週間前からは各部の実情に合わせて休養日を週2日とすることができる。
- (2) 長期休業中も、平日一日と土日のうち一日は休みとする。ただし平日の休みについては水曜日以外の曜日でも構わないこととする。
- (3) 夏休みは連続9日以上を設ける。ただし、大会等の関係でできないときは5日連続を2回は設けること。冬休みは連続5日以上を設ける。春休み中は新学期準備のために一定の部活動停止期間を設ける。
- (4) 始業式、終業式及び入学式・卒業式の日には部活動中止とする。

5 部活動の中止・停止について

- (1) 原則として期末・学年末テストは1週間前から活動を停止する。但し、大会前（原則、県大会及び県以上に通じる大会、優勝旗を持っている大会に限る）で職員会議での了承を得た場合、顧問の責任において1時間程度の活動及び大会参加を認める。
- (2) 事案等が発生した場合、本人又は在籍部に対して、顧問会で審議し、保護者会との共通理解のもと学校長が総合的に判断し、一定期間の活動停止等の措置をとる場合がある。
- (3) その他、次の条件により活動中止あるいは停止となる場合がある。
 - ① 感染症の予防・拡大を防ぐとき
 - ② 風雨や降雪などの悪天候による状況のとき
 - ③ その他、学校長が活動を停止（中止）の必要を認めたとき

6 朝練習について

- (1) 朝練習が可能な期間を地区総体、県総体及び新人戦（コンクール等も含む）の1週間前からとする。
- (2) 朝練習を行う場合は必ず顧問会です承を得ることとする。
- (2) 顧問がつくことを原則とし、活動時間は7：20からとする。
- (3) 朝食は自宅で摂ってくるものとし、朝食・補食等の持ち込みは禁止とする。
- (4) 朝練習を行う場合は制服で登校後、まず教室にカバン等の荷物を置いてから活動を始め、8：05までには教室に入るようにする。

7 部活動終了時刻について

月	下校時刻
4	18：15
5～7	18：30
9	18：15
10～3	17：45

※下校時刻には正門を出ている、またはバスに乗り込んでいるものとする。

8 開設部及び顧問名

	部活動名	顧問名		部活動名	顧問名
1	野球部（男・女）		6	剣道部（男・女）	
2	サッカー部（男・女）		7	弓道部（男・女）	
3	ソフトテニス部(女子)		8	吹奏楽部（男・女）	
4	バレーボール部(女子)		9	バスケットボール部(男子)	
5	卓球部（男・女）				

9 外部指導者の委嘱について

- (1) 外部指導者との確認事項
 - ① 顧問が依頼し、学校長が承認する。承認された後、委嘱状を交付する。
 - ② 本校の教育目標や部活動の基本方針を確認し、指導内容について顧問と連携を図る。
 - ③ 校則や部活動規定、練習内容等についての確認をする。
 - ④ 任期は原則として1年とする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 部活動地域移行モデルケース事業について
令和7年度は曾於市の部活動地域移行モデルケース事業として、【 女子ソフトテニス・卓球・剣道 】の3つの部活動の土日の活動を地域の部活動指導者に委託する。

10 その他

- (1) 運動部加入者は、曾於地区中学校体育連盟に加入し、スポーツ傷害保険に加入することを原則とする。
- (2) 練習中に昼食等が必要なときは、学校を抜けて買い出しに行かない。また、部活動の行き帰りに買い食い等がないようにする。
- (3) 土曜授業後の部活動で昼食が必要なときは、部活顧問の指示した場所で食事をする。
- (4) 補食は休日練習や対外試合等では顧問の判断で認めるが、平日の活動時は原則禁止とする。
- (5) 部活動中および、行き帰りに関しては、制服もしくは部活動で認められた服装とする。ただし、各部活、公式戦のユニフォームで認められているものに関しては使用可とする。